

平成 29 年度

保育施設の利用についてのご案内

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 1 月入所分)

平成 28 年 10 月発行

保護者の皆様へお願い

この案内には、保育施設の入込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご了承ください。また、必要に応じて必要な手続きを行ってください。

申込み対象施設

認可保育園（公立・私立）、小規模保育施設、家庭福祉員、認定こども園（中時間保育・長時間保育）

申込み対象者

保育施設の利用申込みができるのは、保護者のいずれもが下記「保育を必要とする事由」によってお子さまの保育を必要とする状態にあるご家庭です。（お子さまに集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。）

【保育を必要とする事由】

1. 仕事をしている（週 3 日かつ一日 4 時間以上）
2. 疾病・心身に障害がある
3. 虐待やDVの恐れがあり、社会的擁護が必要である
4. 出産する
5. 親族の介護・看護をしている
6. 日中に求職活動をしている（起業準備を含む）
7. 災害に遭い、復旧にあっている
8. 就学している（基本指数の細目に定めている学校に限る：12ページ参照）



お問い合わせ先

目黒区 子育て支援部 保育課 保育施設利用係

〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号（目黒区総合庁舎本館2階）

TEL. 5722-9868～9（直通）

URL. <http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashih/kosodate/>

目次

平成29年4月からの保育施設の利用について(巻頭ページ)

入所までの流れ	1
支給認定申請	

1. 支給認定制度について	2
2. 申請方法	2
3. 認定区分	2
4. 認定内容の変更	2

利用申込み

1. 利用調整(選考)スケジュール	3
2. 申込み方法	4
3. 目黒区でお申込みを受付けている保育施設	5
4. 申込み内容の変更	8
5. 転所の申込み	8
6. 育休中の方へ	8
7. 注意事項	9
8. 延長保育の申込み	9
支給認定申請・利用申込みに必要な書類	

1. 支給認定の申請に必要な書類	10
2. 利用申込みに必要な書類	10
3. 申込み内容の変更に必要な書類	11
4. 延長保育の申込みに必要な書類	11
利用調整(選考)	

1. 利用調整(選考)基準指数	12
2. 延長保育利用調整(選考)基準	13
3. 利用調整(選考)の注意事項	14
入所(転所)できなかった場合	15
保育料	

1. 保育料	15
2. 保育料の納付方法	15
3. 平成29年度 認可保育園保育料・延長保育料早見表	16
4. 保育料と園児一人の保育料にかかる費用について	18
保育施設入所後に区外転出された場合の利用可能期間について	19
保育園整備・民営化のお知らせ	19
認可保育園一覧	20
認定こども園・小規模保育施設・家庭福祉員一覧	22
延長保育の実施状況一覧	24
各施設に直接お申込みいただく保育施設一覧	

1. 定期利用保育事業	25
2. 東京都認証保育所	26

平成29年4月からの保育施設の利用について

【申込書・必要書類の提出について】

○書類の確認を行いますので保育課保育施設利用係窓口へ直接お申込みください。郵送、FAXでの申込みは受け付けておりません。

○「勤務証明書」や「受託証明書」などの証明書類は、証明日が提出月当月または前月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月以前のものは無効ですのでご注意ください。

4月入所 利用調整（選考）

○利用調整（選考）の結果については、内定の有無にかかわらず文書で通知します。

○転所が内定した場合は、内定を辞退することができます。

○希望順位の低い保育施設に内定した方で、二次利用調整（選考）で上位希望の保育施設を希望する場合は、一次利用調整（選考）の内定を辞退していただきます。一次利用調整（選考）の内定を確保したまま二次利用調整（選考）の選考対象とすることはできません。

○出産予定でのお申込みについては裏面をご確認ください。

【1次利用調整（選考）】

申込み締切日

平成28年12月12日（月）

結果発表日

平成29年2月10日（金）予定

【2次利用調整（選考）】

申込み締切日

平成29年2月17日（金）

○一次利用調整（選考）締切日後に、申込み内容（家庭状況、就労状況、児童の保育状況、希望施設）に変更があった場合は、二次利用調整（選考）申込み締切日までに必要な手続きをお取りください。

結果発表日

平成29年3月3日（金）予定

目黒区にお住まいの方		一次利用調整（選考）対象	二次利用調整（選考）対象
目黒区以外にお住まいの方	①転入予定 （平成29年4月1日までに転入予定の方）	○	○
	②在勤・在学者（目黒区内に通っている方）	○	○
	③通過者（①②以外の方）	×	×
	保護者に求職中（採用内定有り）の方がいる場合	○	○
保護者に求職中（採用内定無し）の方がいる場合		×	×
※0歳～2歳児は私立認可保育園のみ ※3歳～5歳児は公私立認可保育園全園		○	○
※私立認可保育園のみ		×	×
申込み可		×	×

【注意】※ 認定こども園・小規模保育施設・家庭福祉員は、一次利用調整（選考）・二次利用調整（選考）ともに申込み締切日現在目黒区にお住まいの方のみ申込みができます。目黒区以外にお住まいの方は申込みできません。

※ 就職先が決まっていない（採用証明書がない）求職中の方は一次利用調整（選考）は対象外ですが、二次利用調整（選考）で希望施設に空きがあれば利用調整（選考）対象となります。

出産予定者の申込み受付について

平成29年4月入所の一次利用調整（選考）のみ、出産予定での申込みが可能です。それ以外の利用調整（選考）においては、出産予定での申込みは受付けておりません。

1 対象者

分娩予定日が平成28年11月30日から平成29年2月3日までのお子さま

【注意】

- ※ 分娩予定日が11月29日以前でも11月30日時点で生まれていなければ出産予定で申込みます。
- ※ 出生日が平成29年2月4日以降となった場合は、平成29年5月入所からの申込対象となります。

2 必要な書類

- 「母子手帳」（分娩予定日の記載があるもの）
- その他の必要書類については10ページ「支給認定申請・利用申込みに必要な書類」をご覧ください。

3 出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の書類提出が必要となります。（郵送での提出はできません。）

- 「母子手帳の出生届出済証明の部分の写し」もしくは「出生届の受理証明書」の提出
- 「保育の利用申込書」及び「支給認定申請書」の提出

【注意】

※ 14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整（選考）の対象となりません。

利用申込の休日臨時窓口について

平成29年4月入所利用調整（選考）の申込みについて、休日臨時窓口を下記のとおり開設します。

1 日時

平成28年12月3日（土）、4日（日） 10：00～16：00

（12：00～13：00を除く）

2 場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

利用調整（選考）基準指数の前年度からの変更点について

平成29年4月入所分の利用調整（選考）から、以下の項目を変更・削除します。
利用調整（選考）基準指数の詳細は、12～13ページをご覧ください。

	平成29年度		平成28年度	
	適用する世帯等の状況	指数	適用する世帯等の状況	指数
認可外保育	児童を認可外保育施設、または個人（三親等以外の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている。	+2	児童を認可外保育施設、または個人（三親等以外の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して預け、その対価を支払っている。	+2
休日就労	（削除）※1	—	週の就労日数に休所日の就労が含まれている場合	—1
夜間就労	（削除）※1	—	就労時間のうち昼間就労が4時間未満の場合	—1
隣接地	（削除）※1	—	居宅外自営で、仕事場と居宅が同じ敷地内、または隣接地にある	—1

※1 昨今の就労形態の多様化に対応するため当該項目を廃止します。

保育施設の利用についてのご案内

入所までの流れ

能回院養育手門器回

支給認定申請

○受付は保育課保育施設利用係の窓口で行います。保育の利用申込みを同時にすることができます。
○申請に必要な書類は10～11ページをご覧ください。

「支給認定証」を交付

○申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。

利用申込み

○受付は保育課保育施設利用係の窓口で行います。郵送、FAXによる受付は行っておりません。
○2月、3月入所分の利用調整（選考）はありません。

調査

○提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
○必要に応じて、担当者が自宅や勤務先などへ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
※証明書類や申告書など、申込み内容に虚偽があった場合は利用調整（選考）の対象となります。

利用調整（選考）

○定員に空きがある場合に利用調整（選考）を行います。
○利用調整（選考）は、保育の必要性を「利用調整（選考）基準指数」に基づき指数化し、指数の高い方から順に保育の利用の内定を行います。（先着順、抽選ではありません。）

内定した場合

○結果通知はご自宅宛に郵送します。
・保育料の口座振替依頼書を同封します。金融機関の窓口でお早めに手続きをお願いします。
○保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。

面談・健康診断

○内定した保育施設で面談と健康診断を行います。
○入所日までに面談と健康診断が終了していない場合は、保育施設に通所できません。
○面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。

利用の契約

○面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときは、保育施設と利用の契約をします。
※私立認可保育園については区と利用の契約をします。
※契約の時に支給認定証の提示が必要です。

入所

○入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。
○入所してしばらくの間は、お子さまが少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「ならし保育」にご協力ください。

支給認定申請

1 支給認定制度について

利用調整（選考）の対象となる認可保育園、小規模保育施設、家庭福祉員、認定こども園の利用を希望する保護者は、利用申込みの前に支給認定を受ける必要があります。認定を受けた区分により、利用申込みできる保育施設が異なります。

2 申請方法

支給認定の申請は、保育課保育施設利用係の窓口で受付けます。申請に必要な書類については10ページをご覧ください。なお、保育施設の利用申込みは、原則認定の申請後となりますが、認定の申請と同時に手続きすることもできます。また、遡って認定を受けることはできません。認定期間は、原則申請日の翌月からとなります。

【注意】

※ 発行された支給認定証は保育施設に関する手続等で必要になりますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

3 認定区分

認定は、保育の必要性と対象児童の年齢により1号認定、2号認定、3号認定の3つに区分されます。

1号認定は教育を希望する方、2、3号認定は、保育を希望する方を対象としています。

2、3号認定は、保育の必要量により、さらに「保育標準時間」（フルタイム就労を想定した11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（パートタイム就労を想定した8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分により利用申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

認定区分	2号認定 (3～5歳児クラス)		小規模保育施設 ※1	認可保育園 ※1	※2 ○	家庭福祉員		認定こども園 (区内に所在するもの)
	保育標準時間	保育短時間						
3号認定 (0～2歳児クラス)	保育標準時間	○	×	○	○	×	○	×
	保育短時間	○						
2号認定 (3～5歳児クラス)	保育標準時間	○	×	○	×	×	○	○
	保育短時間	○						
3号認定 (0～2歳児クラス)	保育標準時間	○	×	○	○	×	○	×
	保育短時間	○						

【注意】

- ※1 私立認可保育園・小規模保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。
- ※2 小規模保育施設「コピースマイルキッズかみめぐろ」と「アソシエーターズミ」の2園は、3号認定（保育短時間）の方のみお申込みができます。

4 認定内容の変更

認定申請後に認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、支給認定の変更手続きが必要です。提出している書類と状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類と併せて支給認定申請書をご提出ください。ご不明な場合は、保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

★支給認定内容の変更申請が必要な場合（例）

- ①就労要件で認定されたが、退職したので求職要件に変更する。
- ②求職要件で認定されたが、就労を開始したので就労要件に変更する。
- ③保育短時間の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、保育標準時間に変更したい。
- ④求職要件で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度求職要件で認定してもらいたい。等

★支給認定内容の変更申請が不要な場合

既に3号認定を受けているお子さまが満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合。

【注意】

- ※ 求職要件で認定された場合は、2か月間の有効期間が切れる前に再度支給認定の申請が必要です。ただし、求職要件で在所している場合は再申請により在学期間を延長することはできません。
- ※ 利用調整（選考）は支給認定を受けていることが必須の条件となります。

1 利用調整（選考）スケジュール

4月入所を除き、申込み締切日は毎月10日頃、結果発表日は毎月20日頃です。なお、2月・3月入所はありません。

入所希望月	締切日	結果発表日（予定）
4月入所	12月12日（月）	2月10日（金）
一次利用調整（選考）		
4月入所	2月17日（金）	3月3日（金）
二次利用調整（選考）		
5月入所	4月10日（月）	4月20日（木）
6月入所	5月10日（水）	5月19日（金）
7月入所	6月9日（金）	6月20日（火）
8月入所	7月10日（月）	7月20日（木）
9月入所	8月10日（木）	8月21日（月）
10月入所	9月8日（金）	9月20日（水）
11月入所	10月10日（火）	10月20日（金）
12月入所	11月10日（金）	11月20日（月）
平成30年1月入所	12月8日（金）	12月20日（水）

【注意】

- ※ 締切間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなる場合があります。
- ※ 必要書類はすべて揃えてもらえなく記入し、締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合があります。
- ※ 締切日までに提出された書類で利用調整（選考）を行います。締切日までに書類の提出ができない場合や書類の内容に不備がある場合は、利用調整（選考）で不利になるか対象外になります。
- ※ 締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整（選考）から反映されます。
- ※ 平成29年4月入所の利用調整（一次のみ）については、出産予定での申込みを受付けます。詳細は巻頭ページ（Ⅱ）をご参照ください。
- ※ 申込の有効期間は1年間です。有効期間の例等については15ページの【申込み有効期間の例】をご参照ください。

2 申込み方法

目黒区内にお住まいの方は目黒区保育課保育施設利用係、目黒区外にお住まいの方は住所地の区市町村の担当窓口にお申込みください。申請に必要な書類については10～11ページを参照ください。

- ① 目黒区にお住まいの方が目黒区内の保育施設を希望する場合
目黒区保育課保育施設利用係（目黒区総合庁舎本館2階）の窓口で申込みを受付けます。書類の確認を行いますので直接窓口までお越しください。郵送、FAXによる申込みは受付けていません。

- ② 目黒区にお住まいの方が区外の保育施設を希望する場合
目黒区保育課保育施設利用係（目黒区総合庁舎本館2階）の窓口で申込みを受付けます。その後、希望する保育施設が所在する市区町村に対し目黒区から入所に関する協議書とご提出いただいた必要書類を送付します。

【注意】

- ※ 区市町村によって申込み締切日や必要書類が異なりますので、直接ご確認ください。
- ※ 協議書と必要書類は各区市町村宛てに郵送します。必要書類をご用意いただき、申込み締切日までの日にちに余裕をもってお越しください。

- ③ 区外にお住まいの方（目黒区転入予定者含む）が目黒区内の保育施設を希望する場合
住所地の区市町村の担当窓口にお申込みください。必要書類は住所地の区市町村の様式をお使いください（ただし、保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書、就労状況申告書等）は、目黒区の様式）。申込み後、お住まいの区市町村から目黒区に対し入所に関する協議書とご提出された必要書類が送付されます。

【注意】

- ※ 認定こども園、小規模保育施設、家庭福祉員については、申込み締切日現在目黒区にお住まいの方のみお申込みできます。目黒区外にお住まいの方はお申込みできません。
- ※ 住所地の区市町村からの入所協議書と必要書類が、目黒区の申込み締切日までに届かない場合は利用調整（選考）の対象となりませんので、締切日をご確認のうえ日にちに余裕をもって手続きをしてください。
- ※ 目黒区に転入予定の場合は、転入先が確認できる書類（建物の売買契約書や賃貸契約書の写し）の提出が必要です。
- ※ 目黒区に転入予定の場合は、入所月の初日までに目黒区に転入し、同日までに目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めて利用申込みの手続きが必要です。申込み手続きがなかった場合は、入所が内定していても取消しになります。
- ※ 通過者の方は、目黒区にお住まいの方、転入予定者、在勤者の利用調整（選考）後、定員に空きがある場合のみ利用調整（選考）の対象となります。

	クラス	入所月				目黒区在住			区外在住		
			0歳～2歳児クラス	3歳～5歳児クラス	4月～1月	公立認可	私立認可	その他 ※1	公立認可	私立認可	その他 ※1
① 転入予定者			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 在勤者・在学者 （目黒区内に通っている方）			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 通過者 （上記①②以外の方）			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 「その他」は、認定こども園、小規模保育施設、家庭福祉員を指します。

3 目黒区でお申込みを付けている保育施設

(認可保育施設、小規模保育施設、家庭福祉員、認定こども園)

対象施設の一覧は20ページ以降でご確認ください。

なお、小規模保育施設、家庭福祉員、認定こども園は、区内在住者のみお申込みいただけます。

①認可保育園(公立・私立)

認可保育園には公立保育園と私立保育園があり、どちらも国が定めている基準に基づいて運営されています。

A) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

B) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子さまの場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施しています。延長保育を希望する場合は、申込みが必要です。詳細は9ページでご確認ください。

C) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

D) 保育料

15～17ページをご参照ください。

②小規模保育施設

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育所で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さまを6人から19人までの定員で保育します。

A) 対象児童(①～④の要件を満たしていることが必要です。)

①区内在住であること(転入予定者は転入後に申込み可)。

②保護者が就労しているなどの理由で、お子さまの保育を必要とする状態であること。

③保育開始初日時点を生後90日以上、平成29年4月1日現在3歳未満の健康な乳幼児

(お子さまが3歳になった直後の3月末まで)。ただし、「コピースマイルキッズかみめぐり」

「アソシエーターサマーミ」は、保育開始月初日時点を生後57日からお申込みができます。

④3号認定を受けていること。

B) 保育時間

保育時間は、開所時間(各園による)の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談のうえ契約してください。なお、保育短時間認定(8時間までの保育)の利用可能時間帯を設定している施設があります。保育短時間認定の方がこの時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。

C) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

D) 保育料

15～17ページをご参照ください。

E) 注意事項

小規模保育施設は面積100㎡前後の小さな施設です。アソシエーターをお持ちのお子さまへの給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

③家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、3人から5人のお子さまを自宅等家庭的な環境の中で預かります。アトレスの少ない小さな集団の中、もうひとつの家族のような関係を築きながら、健やかな成長を育むことで、お子さまが無理なく保育園に慣れるためのツラツラにもなります。

A) 対象児童（①～④の要件をすべて満たしていることが必要です。）

- ①区内在住者であること（転入予定者は転入後の申込み可）。
- ②保育開始月の初日時点で生後6か月以上3歳未満の健康な乳幼児。
- （お子さまが3歳になった直後の3月末までお預かりします。）
- ③保護者が就労しているなどの理由で、お子さまを昼間保育する方がいないこと。
- ④3号認定（保育短時間）の方。

B) 保育時間

原則午前9時から午後5時までの8時間

【注意】

- ※ 土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。
- ※ 日毎に契約時間を変更することはできません。
- ※ お子さまの送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。

C) 休所日

日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）

【注意】

- ※ 家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子さまの保育を対応していただくことになりますので、ご協力をお願いします。

D) 保育料（子ども・子育て支援新制度への移行に伴い変更する場合があります。）

- ①保育料 月額25,000円
- ②時間外保育料 30分につき400円

※1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

【注意】

- ※ 月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただけます。
- ※ 保育料の日割り計算は行いません。

E) 注意事項

- ①お子さまの食事、おやつ等は持参してください。
- ②東京都認証保育所、定期利用保育事業との同時利用はできません。それらの施設を利用していらっしゃる方が決まった場合は、家庭福祉員を利用する月の前月末までに利用契約を解除していただきます。

④認定こども園

3歳児（年少クラス）から小学校就学前の子ども達の発達に応じた教育と保育を実施する施設です。

A) 対象児童（①～③の要件を満たしていることが必要です。）

- ①区内在住者であること（転入予定者は転入後に申込み可）。
- ②保護者が就労しているなどの理由で、お子さまを昼間保育する方がいないこと。
- ③2号認定を受けている方
- 2号認定（保育短時間）の方は、中時間保育のみお申込みできます。
- 2号認定（保育標準時間）の方は、長時間保育のみお申込みできます。

B) 一日の流れ

○月曜日から金曜日

長時間保育	長時間保育	保育		幼稚園教育			保育	
		保育	保育	おやつ	(中)降園	(長)降園	15:00	16:30
7:30	(長)登園	8:30	(中)登園	8:50	12:00	風食	14:00	18:30

○土曜日・長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)

長時間保育	長時間保育	保育		保育			保育	
		保育	保育	おやつ	(中)降園	(長)降園	15:00	16:30
7:30	(長)登園	8:30	(中)登園	12:00	風食	15:00	16:30	18:30

C) 保育料

- ①認可保育園の保育料を適用します(15~17ページ参照)。
②保育料のほか、教材費などの費用負担があります。

D) 注意事項

- ①スケジュールはありませんが、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。
②保育区分変更(在園者対象)は、定員に空きがある場合に受付けます(締切日は3ページ参照)。なお、利用調整(選考)は新たな入園申込者と併せて実施します。
③複数のことも園や複数の保育区分(短時間保育、中時間保育、長時間保育)の併願はできません。
④保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。

【重要】保育を必要とする事由と在园できる期間

保育施設の利用申込みができるのは、保護者のいすれもが「保育を必要とする事由」によってご家庭でお子さまの保育を必要とする状態にある場合です。事由によって在园できる期間が異なりますのでご注意ください。お子さまに集団保育を経験させたいという理由での申込みはできません。

保育を必要とする事由	在园できる期間
仕事をしている(週3日かつ一日4時間以上)	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月(5か月以内)
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に自宅外で求職活動をしている(起業準備含む)	2か月以内
災害に遭い、復旧にあっている	復旧終了まで
就学している(基本指数の細目に定める学校に限る)	保護者が卒業するまで

4 申込み内容の変更

申込み期間中に申込み内容等に変更があった場合は、変更後の内容が確認できる書類を速やかに提出してください。手続きがない場合は申込み内容と事実が異なるものと判断し、利用調整（選考）の対象外又は内定取消となります。

必要書類については10～11ページをご参照ください。

5 転所の申込み

希望順位の高い保育施設に入所できなかった場合など、別の保育施設への入所を希望する場合は、転所の申込みができます。申込み手続きや必要書類は利用申込みの場合と同じです。

【注意】

- ※ 転所が内定した場合、現在通所している保育施設には別のお子さまが内定していますので、転所を辞退することはできません。転所内定を辞退した場合は退所となります。
- ※ 転所の申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所の申込みはできません。保育施設に通所を開始してからお申込みください。
- ※ 転所の必要がなくなった場合は、速やかに転所の申込みを取下げてください。申込みをそのままにしておきますと、利用調整（選考）の対象となり転所が内定する場合があります。

6 育休中の方へ

①入所について

- A) 育児休業中は、原則、利用調整（選考）対象外です。
- 育児休業中は、ご家庭でお子さまの保育ができる状況にあることから、お申込みのお子さまやその兄弟姉妹の育児休業中であることにかわからず、利用調整（選考）の対象とはなりません。利用調整（選考）の対象となるのは、復職日の属する月からです。（例：復職日から月10日の場合、「5月入所」の申込みが可能です。）
- B) ただし、育児休業を短縮して復職する場合は、入所の申込みが可能です。

入所中に育児休業を切り上げて復職する場合は申込みができます。その場合、育児休業期間及び短縮可能である旨の記載がある「勤務証明書」の提出が必要です。また、入所後、育児休業から復職したことがわかる「復職証明書」の提出が必要です。

保育施設に入所した月に復職せず、育児休業を延長した場合又は退職や転職（部署や派遣先の変更は除く）をした場合は、入所後であっても退所となりますのでご注意ください。

【注意】

- ※ 復職日は育児休業終了日の翌日です。復職日が保育施設の休所日にあたる場合は、直後の開所日を復職日とします。入所する月に実際に勤務する日があることが必要です。

②転所について

下のお子さまの育児休業中に上のお子さまの転所の利用調整（選考）の対象となるのは、下のお子さまの育児休業が明ける月からです。「勤務証明書」の育児休業取得期間の終了日の翌日が復職日となります。復職日が属する月が利用調整（選考）の対象となりますので、育児休業を短縮して復職する予定では、上のお子さまの転所申込みはできません。

③復職予定で入所が決まらなかった場合

入所希望月に入所が決まらなかった場合、利用調整（選考）の結果通知と併せて育児休業終了後の状況を確認するための書類をお送りしますので、指定の必要書類を提出してください。

【注意】

- ※ 必要書類の提出がない場合は、育児休業終了後の状況が確認できない「状況不明世帯」となるため、申込書の有効期限内であっても利用調整（選考）の対象となりません。

7 注意事項

①申込み全般について

- A) 保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合は利用調整（選考）を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。
- B) 申込み締切日までにお申込みください。申込み内容によって追加書類の提出が必要となる場合がありますので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- C) 保育施設は10か所まで希望することができ、内定後に「希望順位が低い」「保育施設までの距離が遠い」などの理由で内定を辞退される方がいます。希望保育施設を検討する際には、保育施設の場所を必ず確認していただき、実際に通える範囲の保育施設を希望してください。
- 内定を辞退されると、次回以降の利用調整（選考）において減点になります。

②提出書類（10～11ページ参照）について

- A) 申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整（選考）から反映されます。
- B) 就労先などが複数ある場合は、それぞれの状況が確認できる「勤務証明書」等の書類を提出してください。
- C) お子さまの預け先が複数ある場合は、それぞれの「受託証明書」を提出してください。

- D) 申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（就労状況や疾病・障害、介護・看護などの状況、児童の保育状況など）に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類を提出してください。申込み内容と状況が異なった場合は入所内定の取消し又は退所となります。

- E) 「勤務証明書」や「受託証明書」などの証明書類の記載内容や、「就労状況申告書」などの申告内容に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主やお子さまの預け先に事実確認を行います。虚偽の証明や申告は無効とします。

③入所内定を辞退する場合

入所内定を辞退する場合は、速やかに保育課保育施設利用係に連絡のうえ「内定辞退届」を提出してください。

【注意】

- ※ 入所月の1日以降に辞退届が提出された場合は、その月に在所したことになるため、1か月分の保育料がかかります。（保育料の日割りはできません。）
- ※ 内定を辞退し、再び保育施設への入所を希望する場合は、新規の申込みと同様の手続きが必要です。必要書類も改めて提出していただきます。
- ※ 4月一次利用調整（選考）の内定を辞退した場合、二次利用調整（選考）時に調整指数で減点になります。

4月二次利用調整（選考）以降に辞退した場合、その年度内の利用調整（選考）時に調整指数で減点になります。

8 延長保育の申込み

認可保育園の全園、一部小規模保育施設では延長保育を実施しています。各施設の実施状況は24ページでご確認ください。

①公立認可保育園への申込み

延長保育の申込みに必要な書類（11ページ参照）をご用意いただき、保育課保育施設利用係へお申込みください。

②私立認可保育園・小規模保育施設への申込み

内定後各施設にお申込みください。

支給認定申請・利用申込みに必要な書類

1 支給認定に必要な書類

① 支給認定申請書

② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親の書類が必要です。下表をご参照ください。）

③ 世帯の所得状況が確認できる書類（父母それぞれの書類が必要です）

2 利用申込みに必要な書類

① 保育の利用申込書

② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親の書類が必要です。下表をご参照ください。）

③ 世帯の所得状況が確認できる書類（父母それぞれの書類が必要です）

④ その他各家庭の状況に応じて必要となる書類

■ ②「保護者が保育を必要とすることを証明する書類」（必要に応じて下記以外の書類を求める場合があります）

※ ②「保護者が保育を必要とすることを証明する書類」は、支給認定申請と利用申込みで兼ねることができ
ます。

備考	必要書類	保護者の状況	会社員等	自営業等(※2)	就職内定	内職	疾病・障害等	介護・看護	出産	学生	不 存 在	求職中(※3)
----	------	--------	------	----------	------	----	--------	-------	----	----	-------	---------

①	勤務証明(※1)書	○										
②	就労状況証明(※1)書			○		○						
③	採用証明(※1)書											
④	内職証明(※1)書											
⑤	介護者証明(※1)書											
⑥	介護者証明(※1)書											
⑦	障害者証明(※1)書											
⑧	母子手帳											
⑨	就労証明(※1)書											
⑩	在学証明(※1)書											
⑪	授業料証明(※1)書											
⑫	児童手当証明(※1)書											
⑬	児童手当証明(※1)書											

⑬	ハローワーク登録証など											
⑫	⑫に指定のある書類を添付											
⑪	通信教育は対象外											
⑩												
⑨												
⑧												
⑦												
⑥												
⑤												
④												
③												
②												
①												

※1 証明日の記載がないもの、また証明日が提出月の当月及び前月以外のものは無効です。

※2 自身や配偶者、親族が経営されている場合、「自営業等」の扱いになります。

※3 自営業の起業準備も求職中に含まれます。

※4 就労状況が変動する場合は、別途「就労状況書」を毎月提出してください。

・自営業であることを証明する書類として、直近で自身の就労が継続していることを確認できる書類をご提出ください。書類の内容に応じて、2点以上ご提出いただく場合もあります。

自営を証明する書類の例

- 開業していることが確認できるパンフレット・チラシ・ホームページなど
- 会社名や店舗名が記載された公共料金の領収書（直近の1か月分）
- 会社や店舗の賃貸契約書
- 給与明細書（直近の1か月分）
- 給与や報酬が振り込まれた預金通帳（直近の1か月分）
- 請負契約書

■ ③ 「世帯の所得状況が確認できる書類」

- 「平成28年度 住民税課税（非課税）証明書」（写し可）が必要です。平成28年1月1日時点で住民登録をしていて自治体に全項目証明（所得金額、課税額、所得控除、税額控除の内訳の記載あり）のものを請求してください。ただし、平成28年1月1日現在目黒区に住民登録があり、目黒区で課税（又は非課税）の状況が確認できる方は、添付を省略することができます。
- 【注意】
- ※ 未申告の場合は、至急申告を行ってください。
 - ※ 平成28年1月1日現在、日本に住民登録がなく、平成27年中に日本国外で収入がある方は国内外での収入が分かる書類を添付してください。
 - ※ 平成29年9月以降の利用調整（選考）にお申込みいただく場合は、平成29年度の課税（非課税）証明書が必要になります。

■ ④ 「その他各家庭の状況に応じて必要となる書類」

各ご家庭の状況に応じた書類をご提出ください。
（必要に応じて下記以外の書類をご提出いただく場合もあります。）

A) お子さまの保育状況が確認できる書類

お子さまを認可外保育施設等に週3日かつ1日4時間以上預け、対価を支払っている場合は、「受託証明書」（目黒区様式）を提出してください。

【注意】

- ※ 求職中や育児休業中、受託1か月未満、週3日未満、1日4時間未満の場合は、原則調整指数の加算対象となりません。
- ※ お子さまの預け先が複数ある場合は、それぞれの受託証明書が必要です。
- ※ 現在の預け先以前に別の預け先があり、間を空けずに継続して現在の預け先にお子さまを預けている場合、過去に預けていたことが確認できる受託証明書を提出してください。
- ※ 個人受託の場合は、受託期間中の保育料領収証の写しを提出してください。
- ※ 日額、時間単価等の変動的な受託形態をとられている場合、受託実績を受託先に確認させていただくことがあります。

B) 祖父母が保育できないことを証明する書類

目黒区内に二親等以内の親族（65歳未満）がいる場合、祖父母が保育できないことを証明するため、「就労状況申告書（祖父母用）」「病状内容確認書（祖父母用）」を提出していただきます。提出がない場合、または書類に不備がある場合は、利用調整（選考）の際に劣位になります。二親等以内の親族（65歳未満）が同居の場合、上記の書類の提出がないときは、調整番号らの同居親族に該当し減点になります。

3 申込み内容の変更に必要な書類

① 希望施設を変更する場合：「保育の利用申込変更届」

② 保育を必要とする状況に変更があった場合：変更後の状況が確認できる書類（勤務証明書等）

③ お子さまの保育状況に変更（認可外保育施設に預け始めた、預け先を変更した、預ける日数や時間を変更した等）があった場合：「受託証明書」

④ 申込みを取下げの場合：

次に該当する場合は、保育課保育施設利用係にご連絡のうえ「申込取下届」を提出してください。

A) 保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合

B) 申込んでいるお子さまの兄弟姉妹の育児休業を取得する場合（育児休業取得後、申込みを取下げずに内定が出た場合、入所月中に復職していただくことになります。）

4 延長保育の申込みに必要な書類

① 延長保育申込書

② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親分の書類が必要です。保育の利用申込みと併せて申込みの場合は、延長保育の申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。10ページ参照）

利用調整（選考）

1 利用調整（選考）基準指数

①基本指数

基本指数	類型番号	類型	保護者の状況（細目の内容を常態としていたため保育に当たれない場合）		目
			細	目	
20	1	居宅外就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	20
			週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	18
			週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	16
			週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	14
			週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	12
			週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	10
			週5日かつ一日7時間以上の就労をしている	週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	19
			週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	17
			週4日かつ一日7時間以上の就労をしている	週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	15
			週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	13
			週3日かつ一日7時間以上の就労をしている	週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている	11
			週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		9
20	2	居宅内就労	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	常時病臥	20
			精神性疾患で通院加療を行っている	常時病臥	20
			一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	常時病臥	20
			身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳（愛の手帳）3度以上のいずれかに該当する	常時病臥	20
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳（愛の手帳）4度のいずれかに該当する	常時病臥	17
			身体障害者手帳4級に該当する	常時病臥	13
			出産月を含む前後2か月	入院	9
			週5日かつ一日4時間以上の付添い	入院	18
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	入院	14
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	入院	10
			重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、全介助が必要な親族を常時介護している	自宅介護	20
			重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、部分介助が必要な親族を常時介護している	自宅介護	13
20	3	疾病・障害・出産	入院	常時病臥	20
			精神性疾患で通院加療を行っている	常時病臥	20
			一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	常時病臥	17
			身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳（愛の手帳）3度以上のいずれかに該当する	常時病臥	20
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳（愛の手帳）4度のいずれかに該当する	常時病臥	17
			身体障害者手帳4級に該当する	常時病臥	13
			出産月を含む前後2か月	入院	9
			週5日かつ一日4時間以上の付添い	入院	18
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	入院	14
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	入院	10
			重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、全介助が必要な親族を常時介護している	自宅介護	20
			重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、部分介助が必要な親族を常時介護している	自宅介護	13
20	4	介護・保護※親族に限る	上記以外の介護をしている	自宅介護	9
			求職（起業準備を含む）のため、屋間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）	求職	8
			火災等による家屋の損傷、その他災害復旧	災害復旧	20
			就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の6第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている	就学	※1
			不存在	虐待等	20
			児童虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	虐待等	20
			特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※1

②調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不在の世帯	+10
2	虐待等	児童虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	+10
3	低所得	生活保護世帯 申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	+2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	+2
5	同居親族	同居親族（入所日時点で6歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる ※2	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が地域型保育事業を利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	+2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設、または個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている ※3	+2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	+2
10	兄弟姉妹	兄弟姉妹が別々の認可保育園又は認定こども園に在園していて、同一の認可保育園又は認定こども園に転園を希望する	+2
11	就労中保育	保護者が就労中に児童を保育している	-1
12	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1
13	内定辞退	内定を辞退した場合	-1

（※1）14ページ「利用調整（選考）」の注意事項項目⑤をご参照ください。

（※2）調整番号5「同居親族」については、病気療養中、就労等で保育ができない場合を除きます。ただし別途書類の提出が必要です。

（※3）求職中や育児休業中はこの調整指数の加算対象とはなりません。

③指数同位の優先順位

世帯の利用調整（選考）基準指数が同位となった場合は、次の順位によって利用調整（選考）を行います。

順位	内容
1	区内在住者
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	疾病
6	介護・看護
7	単身赴任（赴任開始日から引き続き6か月以上）又は長期入院者（入院開始日から3か月以上）
8	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
9	認可外受託認定日の早い者
10	世帯で保育料の滞納がない
11	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
12	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない ※1
13	区市町村民税が低い世帯
14	目黒区内に二親等以内の親族の「65歳以上」は入所日現在で計算します。

2 延長保育利用調整（選考）基準

①実施指数

類型	番号	類型	細目	実施指数
1	就 労	就 労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
			延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
			延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
			保護者が不在（単身赴任を含む）	10
2	不存在	特 例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※
3	特 例			

【注意】

※ 実施指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。
 ※ 類型番号3「特例」の実施指数は、類型番号1「就労」の実施指数を準用します。

②指数同位の優先順位

延長保育延長保育利用調整（選考）基準指数が同位となった場合は、次の順位によって利用調整（選考）を行います。

順位	内容
1	区内在住者
2	在園児
3	ひとり親世帯
4	居宅外就労
5	居宅内就労
6	疾病
7	介護・看護
8	同居親族（延長保育利用開始時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がいない
9	兄弟姉妹が延長保育を利用している
10	転所申込みで、転所前に延長保育を利用している
11	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
12	延長保育の申込み待機期間が長い
13	勤務時間（通勤時間を含む）がお迎えに間に合わない（※残業時間は勤務時間に含まない）
14	その他、上記以外

3 利用調整（選考）の注意事項

利用調整（選考）では、申込み締切日までに提出された書類をもとに、保護者それぞれの状況などを「利用調整（選考）基準指数」に基づいて指数化し、指数の高い順に保育施設の利用を内定します。

① 利用調整（選考）基準指数は、申込み締切日現在の状況で認定します。

② 利用調整（選考）基準指数は、基本指数と調整指数を合算した点数です。

③ 利用調整（選考）基準指数の認定は、申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指数が変更となり入所の内定取消しや退所になることがあります。変更が生じたら速やかにご連絡ください。

④ 基本指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たらない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指数を認定します。

⑤ 基本指数の「類型番号7「就学」及び「類型番号8「その他」の「特例」は、類型番号1「居宅外就労」と類型番号2「居宅内就労」の基本指数を準用します。

⑥ 出産休暇又は育児休業中の場合の基本指数（育児を理由とした就学中の休学は除く）は、復職日時点の状況で認定します。ただし、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを原則とします。

⑦ 育児時間短縮勤務を取得し、時間短縮後の就労形態が週3日未満又は一日4時間未満となる場合は類型番号5「求職」の指数を適用します。

⑧ 就労とは、給与・賞金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝いやボランティア等の対価の生じないものは就労としません。この場合類型番号5「求職」の指数を適用します。

⑨ 就労の場合の就労時間は、労働基準法に基づく休憩時間を除いた実労働時間です。

⑩ 調整番号3「低所得」に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整（選考）月により異なります。平成28年9月から平成29年8月入所利用調整（選考）：平成28、27年度の市区町村民税
平成29年9月から平成30年8月入所利用調整（選考）：平成29、28年度の市区町村民税
（2、3月は利用調整（選考）を実施していません）

⑪ 調整番号7「地域型保育」から調整番号11「就労中保育」に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。

⑫ 調整番号8「認可外保育」の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。

① 週3日かつ1日4時間以上、1か月以上継続してお子さまを認可外保育施設等に預けている
② 基本指数の細目のいずれかに該当する（求職を除く）
③ 育児休業中でない

（ただし、下のお子さまの育児休業前からお子さまを認可外保育施設に預けている場合は、育児休業中もお子さまの調整指数が加算されます。また、平成29年5月入所分以降の利用調整（選考）においては、復職後締切日までに1か月以上が必要になります。）

なお、優先順位9「認可外受託認定日の早い者」における受託認定日は、調整番号8「認可外保育」の加算対象となった時点を起算点とします。途中でいずれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。（ただし、下のお子さまの育児休業前からお子さまを認可外保育施設に預けている場合は、認可外保育施設に預けておいて受託認定日を適用します。）

⑬ 就労実績が申込み締切日までに1か月に満たない場合は、父母それぞれに調整番号12「就労実績」による調整指数の減算があります。

⑭ 4月一次利用調整（選考）の内定を辞退した場合は二次利用調整（選考）時、4月二次利用調整（選考）以降に辞退した場合その年度内の利用調整（選考）時に、調整番号13「内定辞退」の減点が一適用されます。

入所（転所）できなかった場合

- 内定しなかった方には、入所希望月（初回月）についてのみ利用調整（選考）の結果通知をお送りします。
- 入所希望月翌月以降の結果は、内定された方へのみ通知をお送りします。内定しなかった方へのご連絡は行いません。
- 4月利用調整（選考）については、申込みをされた方全員に利用調整（選考）の結果通知をお送りします。
- 申込書の有効期間は、申込書を受理した月を含めて一年間です。申込み有効期間が終了した際のご連絡はいたしません。申込書を出した月は、「保育所入所保留通知書」の申込日でご確認ください。なお、一年間の有効期間内であっても支給認定の有効期間が切れると利用調整（選考）の対象外となります。

【申込み有効期間の例】

申込書を受理した月	申込み有効期間	次回申込み提出期限
平成28年10月	平成29年10月利用調整（選考）まで	平成29年10月10日（火）
平成28年12月	平成29年12月利用調整（選考）まで	平成29年12月8日（金）

- 有効期間内、希望施設に空きが出た場合は利用調整（選考）の対象となります。
- 有効期間内に申込書や提出している書類と状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類を提出してください。提出がないと利用調整（選考）には反映されません。
- 有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度申込み手続きが必要です。

保育料

1 保育料

- ① 認可保育園は公立・私立とも同額、地域型保育事業は階層区分の額を上限に施設が保育料を設定します。16、17ページの階層表でご確認ください。なお、保育料の算定は4月と9月に、市区町村民税所得割を根拠に行っています。（4月：クウ入年齢変更に伴う算定 9月：算定根拠となる課税年度の切り替えに伴う算定）

【注意】

- ② 市区町村民税が確認できる資料の提出がない場合は、最高額（D25階層）となります。

【注意】

- 月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。
- 保育料の日割り計算は行いません。
- 登園日数が少ない場合であっても減額にはなりません。

- ③ 延長保育を利用している場合は、延長保育料をお支払いいただきます。

- ④ 保育料の負担軽減（新制度）について

「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組」の実施に伴い、市区町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等については、第一子の保育料を半額、第二子以降の保育料については0円としています。また、市区町村民税所得割額57,700円未満のひとり親世帯等以外の子世帯については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃しています。詳細はお問い合わせください。（保育料算定上のひとり親世帯等とは、「母子・父子世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」を指します。）

2 保育料の納付方法

- ① 保育料は、原則、口座振替によりお支払いいただきます。
- ② 口座振替は「口座振替依頼書」（目黒区様式）により、各金融機関の窓口で手続きを行ってください。
- ③ 納付期限は毎月末です。（月末が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。）

【注意】

- 保育料が未払いの場合、滞納処分（財産の差押え等）を受けることがあります。必ず納付期限までにお支払いください。

3 平成29年度 認可保育園保育料・延長保育料早見表

平成29年度認可保育所等利用者負担額（保育料）階層表【保育標準時間】

階層区分	階層	保育料（月額）				区立延長保育料（月額）			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	0	0
被保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	0	0	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税世帯	C1	1,900	1,300	1,300	600	600	600	600	600
	C2	2,400	2,000	2,000	600	600	600	600	600
区市町村民税所得割30,000円未満	C3	3,100	2,700	2,600	600	600	600	600	600
	D1	6,800	5,800	5,300	900	900	900	900	900
45,000円以上60,000円未満	D2	8,600	7,500	7,400	900	900	900	900	900
	D3	9,700	9,600	9,500	900	900	900	900	900
75,000円以上90,000円未満	D4	16,300	11,500	11,400	1,500	1,500	1,500	1,300	1,300
	D5	20,200	13,400	13,300	1,900	1,900	1,900	1,300	1,300
125,000円以上160,000円未満	D6	22,700	15,100	15,000	2,100	2,100	2,100	1,300	1,300
	D7	25,400	17,000	16,900	2,500	2,500	2,500	1,600	1,600
195,000円以上220,000円未満	D8	27,500	18,300	18,200	2,700	2,700	2,700	1,800	1,800
	D9	29,700	19,600	19,400	2,900	2,900	2,900	1,900	1,900
245,000円以上270,000円未満	D10	31,500	21,000	20,800	3,100	3,100	3,100	1,900	1,900
	D11	33,400	22,300	22,000	3,300	3,300	3,300	2,200	2,200
295,000円以上320,000円未満	D12	35,100	23,300	23,000	3,500	3,500	3,500	2,300	2,300
	D13	36,900	24,400	24,200	3,600	3,600	3,600	2,400	2,400
345,000円以上360,000円未満	D14	38,500	24,700	24,400	3,800	3,800	3,800	2,400	2,400
	D15	40,100	25,000	24,600	4,000	4,000	4,000	2,500	2,500
375,000円以上390,000円未満	D16	41,500	25,300	25,000	4,100	4,100	4,100	2,500	2,500
	D17	43,200	25,600	25,300	4,300	4,300	4,300	2,500	2,500
420,000円以上470,000円未満	D18	47,700	25,900	25,600	4,700	4,700	4,700	2,500	2,500
	D19	53,700	26,200	26,000	5,300	5,300	5,300	2,600	2,600
470,000円以上520,000円未満	D20	60,100	26,500	26,300	6,000	6,000	6,000	2,600	2,600
	D21	65,500	26,800	26,600	6,500	6,500	6,500	2,600	2,600
570,000円以上735,000円未満	D22	66,800	27,200	27,000	6,600	6,600	6,600	2,700	2,700
	D23	67,900	27,500	27,300	6,700	6,700	6,700	2,700	2,700
900,000円以上1,100,000円未満	D24	69,100	27,800	27,600	6,900	6,900	6,900	2,700	2,700
	D25	70,200	28,100	27,900	7,000	7,000	7,000	2,800	2,800
1,300,000円以上									

①この利用者負担額階層表は、認可保育所、地域型保育（1）規模保育、家庭型保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、認定こども園（保育利用に限る）の保育料に適用されます。また、支給認定区分（保育標準時間・保育短時間）により金額は異なります。

②利用者負担額階層は毎年度9月に切り替わります。4月分から8月分までは前年度区市町村民税により決定し、9月分から3月分までは当年の区市町村民税により決定します。ただし、クラス年齢は4月切替のため、9月以降も変わります。

③階層区分の決定に使用する区市町村民税所得額は、調整控除と所得割の調整措置以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割戻し又は株式等譲渡所得割額の控除）を行う前の所得割額です。

④保育料及び延長保育料はお子さま1人当たりの金額です。

⑤認可保育所、地域型保育、幼稚園、認定こども園などに2人以上のお子さまを預ける場合、2人目の保育料は（）内の金額になります。⑤にかかわらず、同一世帯に3人以上扶養する子がいれば、その第3子以降の子が認可保育所等を利用する場合の保育料はかかりません。

ただし、延長保育料は有料です。

⑥延長保育料は区立保育園の午後6時15分から午後7時15分までの保育料です（保育短時間はありません）。区立認定こども園（長時間保育）の延長保育はありませんが、それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。

平成29年度認可保育所等利用者負担額(保育料)階層表【保育短時間】

階層区分	階層	保育料(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
被保護世帯	A	0	0	0
	B	0	0	0
区市町村長税非課税世帯	C1	1,900	1,300	1,300
	C2	2,400 (950)	2,000 (650)	2,000 (1,000)
区市町村長税所得割30,000円未満	C3	3,100	2,700	2,600
	D1	(1,550)	(1,350)	(1,300)
45,000円以上60,000円未満	D2	8,500 (3,400)	7,400 (2,900)	7,300 (2,900)
	D3	9,600 (4,250)	9,500 (3,700)	9,400 (3,650)
75,000円以上90,000円未満	D4	16,100 (4,800)	11,400 (4,750)	11,300 (4,700)
	D5	19,900 (8,050)	13,200 (5,700)	13,100 (5,650)
125,000円以上160,000円未満	D6	22,400 (9,950)	14,900 (6,600)	14,800 (6,550)
	D7	25,000 (11,200)	16,800 (7,450)	16,700 (7,400)
195,000円以上220,000円未満	D8	27,100 (12,500)	18,000 (8,400)	17,900 (8,350)
	D9	29,200 (13,550)	19,300 (9,000)	19,100 (8,950)
245,000円以上270,000円未満	D10	31,000 (14,600)	20,700 (9,650)	20,300 (9,550)
	D11	32,900 (15,500)	22,000 (10,350)	21,500 (9,650)
295,000円以上320,000円未満	D12	34,600 (16,450)	23,000 (11,000)	22,700 (9,750)
	D13	36,300 (17,300)	24,000 (11,500)	23,700 (9,850)
345,000円以上360,000円未満	D14	37,900 (21,780)	24,300 (14,400)	24,000 (11,940)
	D15	39,500 (22,740)	24,600 (14,580)	24,300 (12,060)
375,000円以上405,000円未満	D16	40,800 (23,700)	24,900 (14,760)	24,600 (12,180)
	D17	42,500 (24,480)	25,200 (14,940)	24,900 (12,300)
405,000円以上420,000円未満	D18	46,900 (25,500)	25,500 (15,120)	25,200 (12,420)
	D19	52,800 (32,830)	25,800 (17,850)	25,500 (14,630)
470,000円以上520,000円未満	D20	59,100 (41,370)	26,100 (18,270)	25,800 (14,910)
	D21	64,400 (45,080)	26,400 (18,480)	26,100 (15,050)
570,000円以上735,000円未満	D22	65,700 (45,990)	26,800 (18,760)	26,400 (15,260)
	D23	66,800 (46,760)	27,100 (18,970)	26,700 (15,400)
900,000円以上1,100,000円未満	D24	68,000 (47,600)	27,400 (19,180)	27,000 (15,540)
	D25	69,100 (48,370)	27,700 (19,390)	27,300 (15,680)

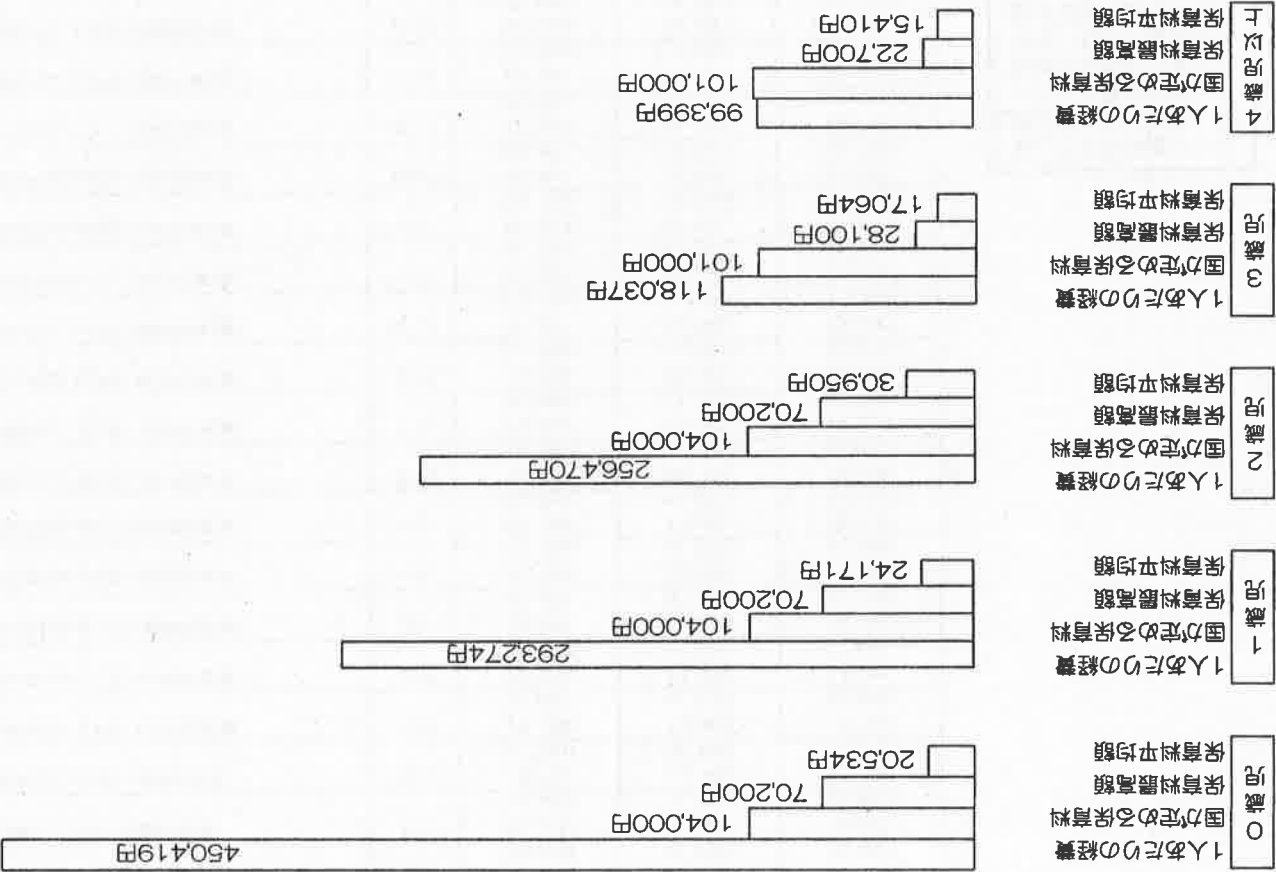
私立認可保育園・小規模保育施設は施設に比べて【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、左記利用者負担額とは別に延長保育料金が発生します。ご希望の場合は、施設に利用可能時間をご確認ください。

- ①この利用者負担額階層表は、認可保育所、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、認定こども園(保育利用に限る)の保育料に適用されます。また、支給認定区分(保育標準時間・保育短時間)により金額は異なります。
- ②利用者負担額階層は毎年度9月に切り替わります。4月分から8月分までは前年度区市町村民税により決定し、9月分から3月分までは当年度の区市町村民税により決定します。ただし、クアア年齢は4月切替えのため、9月に切り替わります。
- ③階層区分の決定に使用する区市町村民税所得割額は、調整控除と所得割の調整措置以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)を行う前の所得割額です。
- ④保育料及び延長保育料はお子さま1人当たりの金額です。
- ⑤認可保育所、地域型保育、幼稚園、認定こども園などに2人以上のお子さまを預ける場合、2人目の保育料は()内の金額になります。⑤にかかわらず、同一世帯に3人以上扶養する子がいれば、その第3子以降の子が認可保育所等を利用する場合の保育料はかかりません。ただし、延長保育料は有料です。
- ⑥区立保育園における保育短時間認定児童の延長保育はありません。

4 園児一人の保育料にかかる費用について

保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と国・東京都・目黒区が負担する費用で運営されています。目黒区では、国の定めた基準よりも多額の経費を上乗せし、保育内容の充実や多様な保育サービスに努めております。また、目黒区では保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者負担の大幅な軽減を図っています。

園児1人にかかる経費（公立園）と保育料について（概算）



1人あたりの経費は平成27年度決算から算出しました。
保育料平均額（実際の負担額の平均）は、平成28年3月時点のものです。

保育園は、保護者から納付される保育料で運営されています。
安全で安心して子どもを預けられる保育園を維持するためには、
保護者全員のご理解とご協力が必要です。
保育料のお支払いは、納付期限を必ずお守りください。

保育施設入所後に区外転出された場合の利用可能期間について

保育施設入所後に区外転出された場合、「退所・区外転出届」(目黒区様式)を保育所に提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きの際に「継続利用」の申込みを行ってください。なお、施設ごととその後の利用可能期間が異なりますのでご注意ください。

1 公立認可保育園

転出した年度末まではご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。ただし、保護者のいずれかが目黒区内に在勤者の場合、また、平成27年度以前に入園された場合については、翌年度以降も利用は可能です。

2 私立認可保育園

翌年度以降も利用が可能です。

3 認定こども園、小規模保育施設、家庭福祉員

小規模保育施設は、転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。認定こども園、家庭福祉員は転出日から利用できません。

保育園整備・民営化のお知らせ

目黒区では、待機児童解消に向けた定員の拡大、老朽化が進む園舎の改修・改築、多様な保育ニーズへの対応など、保育園に関する多くの課題があります。これらの課題を解決するための方策の一つとして、区立保育園の民営化を行うこととし、平成25年4月に「区立保育園の民営化に関する計画」を策定しました。

<民営化計画のポイント>

- ・民営化の手法は「民設民営化」とします。民間事業者が施設を整備し運営します。
- ・対象園の民営化実施までの準備期間は、3年間を基本とします。
- ・計画期間内で、次のとおり4園の民営化を実施します。

<年度別実施予定一覧>

		28		29		30		31		32		33		34	
①中目黒保育園		仮園舎		民営化											
②上目黒保育園								民営化							
③東山保育園								仮園舎		民営化					
④鷹番保育園												仮園舎		民営化	

【重要】中目黒・上目黒・東山・鷹番保育園を希望される方は、必ずお読みください。

① 中目黒保育園

29年4月より、社会福祉法人どうんこ会が運営する私立認可保育園となります。園舎の整備を終えて元の場所(中目黒5-7)に戻ります。

② 上目黒保育園

31年度に、新園舎に移り民設民営園に変わります。新園舎は、中目黒保育園の仮園舎の跡地に建設されます。1キロメートル以上離れています。

③ 東山保育園

31年度に、改築のため仮園舎に移ります。仮園舎は現園から500メートル程の距離の東山公園内に設ける予定です。32年度に、現園の所在地に戻り、民設民営園に変わります。

④ 鷹番保育園

33年度に、改築のため仮園舎に移ります。仮園舎の場所は未定です。34年度に、現園の所在地に戻る予定です。民設民営園に変わります。

認可保育園一覧

「入園可能最少年齢」は利用開始月の初日時点での月齢・年齢です。「1歳児クラス～」とは4月1日現在、満1歳以上のお子さまが対象となります。

(1) 公立認可保育園

(平成29年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最少年齢	0	1	2	3	4	5	計	地図番号
駒場保育園	駒場1-22-1	3469-6775	57日目～	6	10	12	14	14	14	70	①
青刈保育園	青葉台2-10-27	3462-0219	"	6	21	22	23	23	23	118	②
東山保育園 ★32年度民設民営化	東山2-10-17	3713-9646	"	9	20	24	26	26	26	131	③
中目黒駅前保育園 【公設民営】	上目黒1-26-1	3711-7110	"	6	9	10	11	11	11	58	④
第二上目黒保育園	上目黒2-15-8	3719-8656	"	9	13	14	18	18	18	90	⑤
上目黒保育園 ★31年度民設民営化	上目黒3-39-20	3713-5656	"	9	18	20	27	28	28	130	⑥
目黒保育園 【公設民営】	目黒1-7-16	3779-1381	"	9	17	18	19	20	20	103	⑦
田道保育園	目黒3-4-4	3760-3935	"	12	18	20	23	23	23	119	⑧
不動保育園	下目黒6-11-20	3792-7475	"	6	7	10	15	15	15	68	⑨
中町保育園	中町2-37-15	3719-2640	"	9	21	23	24	24	24	125	⑩
祐天寺保育園	祐天寺1-10-9	3719-5263	"	9	13	13	14	14	14	77	⑪
中央町保育園 (給食調理委託)	中央町2-30-7	3719-5843	"	9	20	21	23	23	23	119	⑫
目黒本町保育園	目黒本町2-1-20	3792-6327	"	9	11	16	21	21	21	99	⑬
原町保育園 (給食調理委託)	原町1-20-16	3712-4119	"	9	24	25	27	27	27	139	⑭
南保育園	南1-18-30	3717-5177	"	9	18	20	22	22	22	113	⑮
第二ひもんや保育園 【公設民営】	目黒本町2-25-14	3713-8994	"	9	14	15	15	15	15	83	⑯
ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷2-8-9	3712-1035	"	9	22	27	28	28	28	142	⑰
第三ひもんや保育園(給食調理委託)	碑文谷5-15-19	3716-8391	"	9	15	18	20	20	20	102	⑱
鷹番保育園 ★34年度民設民営化	鷹番2-16-15	3710-1219	"	9	10	12	14	14	14	73	⑲
大岡山保育園	大岡山1-36-10	3724-1544	"	12	21	23	25	25	25	131	⑳
八雲保育園	八雲3-10-18	3718-4084	"	6	20	24	27	28	28	133	㉑

(2) 私立認可保育園

(平成29年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最少年齢	0	1	2	3	4	5	計	地図番号
キッズハウス池尻大橋保育園	大橋2-3-5	6407-0460	4か月～	12	14	16	16	16	16	90	①
双葉の園保育園	大橋2-16-6	3465-0270	57日目～	12	31	32	30	30	30	165	②
のぞみ保育園	大橋2-19-1	3466-0269	"	9	9	13	13	13	13	70	③
桑の美中目黒保育園	上目黒3-37-24	6303-4431	"	6	8	10	12	12	12	60	④
コビー・アリス・カールかみめぐろ	上目黒5-5-8	6452-3781	"	6	13	16	16	15	14	80	⑤
桜のこみち保育園	中目黒2-6-20	6412-8606	"	6	12	13	13	13	13	70	⑥
キッズガーデン中目黒	中目黒3-5-8	6303-1950	90日目～	9	12	12	15	15	15	78	⑦
(仮称)中目黒とろんこ保育園	中目黒5-7	未定	57日目～	9	10	12	13	13	13	70	⑧
アソシエ下目黒保育園	下目黒2-19-3	5759-4141	"	6	11	12	14	14	13	70	⑨
まなびの森保育園目黒	下目黒2-24-12	5496-2272	1歳児クラス～	-	10	12	12	13	13	60	⑩
夢花保育園	中町2-46-14	3791-9614	57日目～	6	20	22	24	24	24	120	⑪
蓮美幼児学園西山ナーサリー	原町1-14-20	3710-4152	"	6	8	10	12	12	12	60	⑫
とぴださいくらさくほいへん	平町2-2-20	5726-9993	1歳児クラス～	-	11	11	12	13	13	60	⑬
緑丘保育園	緑が丘2-16-6	3723-1470	57日目～	9	10	11	11	11	11	63	⑭
にじいろ保育園自由が丘	自由が丘1-2-13	6421-4892	"	9	12	14	15	15	15	80	⑮
アソシエ柿の木坂保育園	柿の木坂1-31-14	5729-3931	"	6	8	9	9	9	9	50	⑯
アソシエ柿の木坂保育園	柿の木坂2-14-4	3725-3939	"	6	10	12	14	14	14	70	⑰
アスクやぐも保育園	八雲3-12-10	5731-0315	"	6	14	15	15	15	15	80	⑱
ナーサリー・ル・ムペリエー・八雲	八雲3-32-2	5726-9101	"	6	12	13	13	13	13	70	⑲
東が丘保育園	東が丘1-1-1	3411-0780	6か月～	6	12	13	15	15	15	76	㉑

【注意】※ 定員は、変動する可能性があります。 ※ キッズガーデン中目黒は平成28年12月に小規模保育園施設から私立認可保育所へ移行するものです。 ※ (仮称)中目黒とろんこ保育園は、区立中目黒保育園が平成29年4月から民営化するものです。

(3) 平成29年4月新規開設私立認可保育園

(平成29年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能歳小 月齢	保育年齢別定員					地図番号
				0	1	2	3	4	
(仮称)野のゆり保育園	大橋 2-15	未定	57 日目～	6	8	8	8	8	46
(仮称)中目黒ちせ保育園	上目黒 2-10	未定	57 日目～	6	9	11	11	12	60
(仮称)アスナ上目黒保育園	五本木 1-12-13	未定	57 日目～	9	10	12	13	13	70
(仮称)モニカ都立大学園	緑が丘 1-2	未定	57 日目～	6	10	12	14	14	70

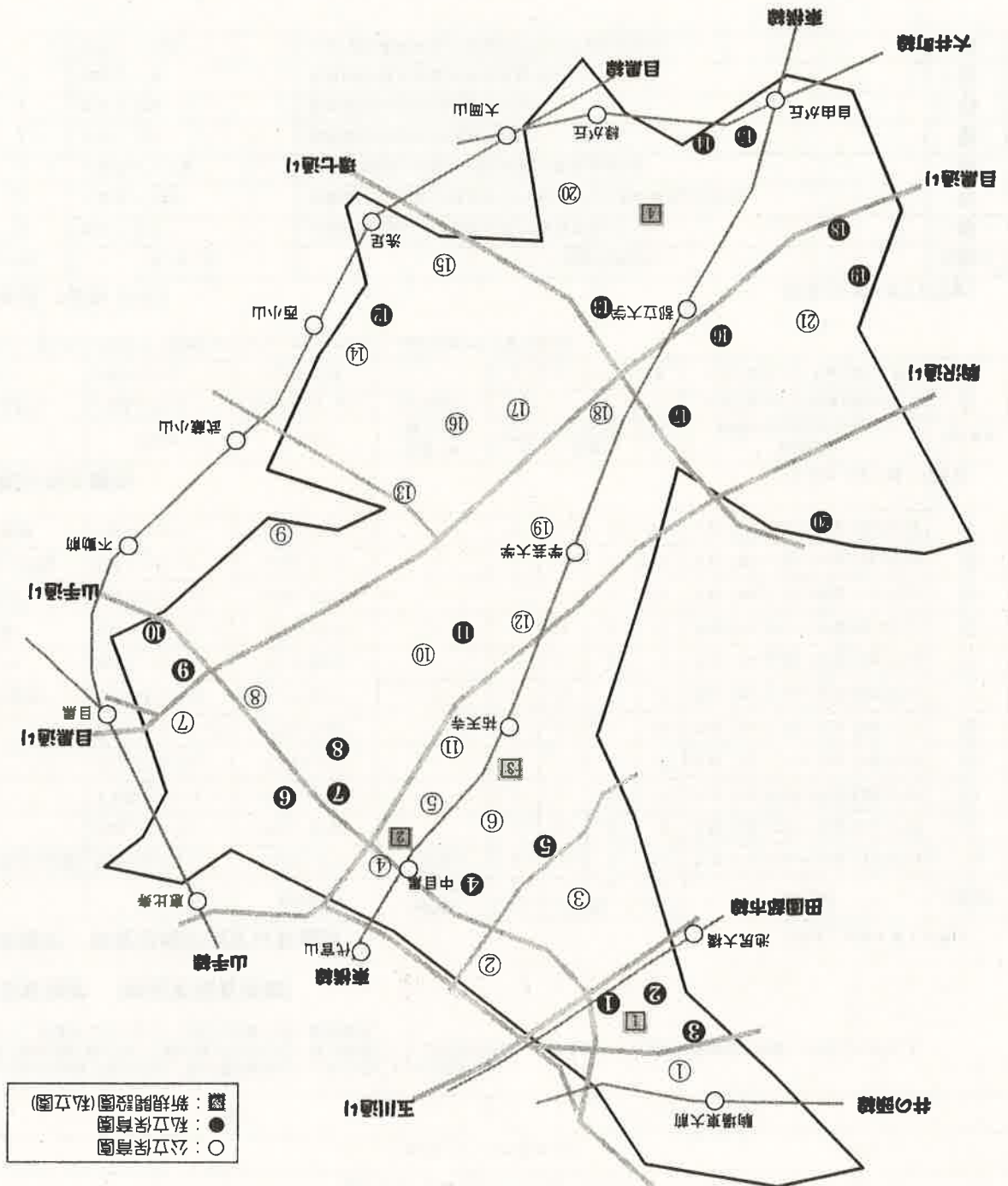
【注意】※ 全園私立認可園です。

※ 希望園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならないようにご配慮ください。

※ 工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

※ (仮称)かえて保育園(第六中学校跡地)は平成29年4月開設予定園として公表しておりましたが、工事のスケジュールが遅れており、平成29年4月の開設を延期いたします。開設時期は現在未定です。確定しましたら別途お知らせいたします。

認可保育園マップ



認定子ども園・小規模保育施設・家庭福祉員一覧

(1) 認定子ども園(幼稚園型認定子ども園) 中時間保育・長時間保育

(平成29年4月1日予定)

3歳児(年少クラス)から小学校就学前の子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。

名称	住所	電話	定員	保育時間	休園日	備考	地図番号
みどりがおか けっこうら	緑が丘2-7-20 緑が丘文化会館別館隣接	3718-6622	＜長時間保育＞ 5歳児:6人 4歳児:6人 3歳児:2人	＜長時間保育＞ 5歳児:5人 4歳児:5人 3歳児:3人	中時間保育:午前8時30分から午後4時30分まで 長時間保育:午前7時30分から午後6時30分まで 午後6時30分以降の延長保育は実施していません	給食・おやつ提供あり	A
	目黒本町4-15-3 月光原小学校内	3716-3024	＜長時間保育＞ 5歳児:5人 4歳児:5人 3歳児:3人	＜長時間保育＞ 5歳児:6人 4歳児:6人 3歳児:2人			B

【注意】

※ 複数の子ども園や複数の保育区分(短時間保育含む)に申込みことはできません。
※ 保育短時間(幼稚園教育のみ、午前8時50分から午後2時まで)をご希望の方は、教育委員会学校運営課学事係へお問い合わせください。
※ 保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。

(2) 小規模保育施設(地域型保育事業)

① 保育標準時間認定・保育短時間認定対象施設

(平成29年4月1日予定)

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員	開所時間	地図番号
学栄ナースリー目黒青葉台保育園	青葉台3-10-9	5459-1317	90日目～	0 1 2 計	午前7時15分～午後7時30分	①
ピープエプ目黒保育園	目黒2-12-16	6712-2768	"	6 6 6 計	午前7時15分～午後7時15分	②
不動さつき保育園	下目黒5-18-4	6303-0972	"	6 6 6 計	午前7時30分～午後7時30分	③
ピープエプ中野保育園	中野1-25-16	5722-1551	"	6 6 6 計	午前7時15分～午後7時15分	④
保育ルーム 目黒本町	目黒本町6-13-20	5725-3521	"	6 6 6 計	午前7時15分～午後7時15分	⑤
こどもヶ丘保育園学芸大学園	碑文谷6-1-24	6451-2837	"	3 9 7 計	午前7時30分～午後6時30分	⑥
Baby One(ベビーワン)	鷹番1-15-3	3713-8000	"	7 6 6 計	午前7時30分～午後7時30分	⑦
マザーグース都立大学園	平町1-26-18	5726-9652	"	2 4 6 計	午前7時15分～午後8時00分	⑧
ウエストツツク保育園大岡山	大岡山2-2-14	6386-5044	"	3 8 8 計	午前7時15分～午後7時00分	⑨
キンダーナースリー都立大学園	中根2-13-18	3723-0223	"	3 8 8 計	午前7時15分～午後7時15分	⑩
学栄ナースリー八雲保育園	八雲1-12-9	5731-0231	"	6 6 6 計	午前7時15分～午後7時30分	⑪

② 保育短時間認定対象施設

(平成29年4月1日予定)

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員	開所時間	地図番号
コビースマイルキッズかみめぐろ	上目黒5-26-6	6452-3781 ※1	57日目～	0 1 2 計	午前8時00分～午後6時00分	⑫
アソエナースリーアミー	平町1-23-10	3724-0030	"	3 3 2 計	午前8時00分～午後6時00分	⑬

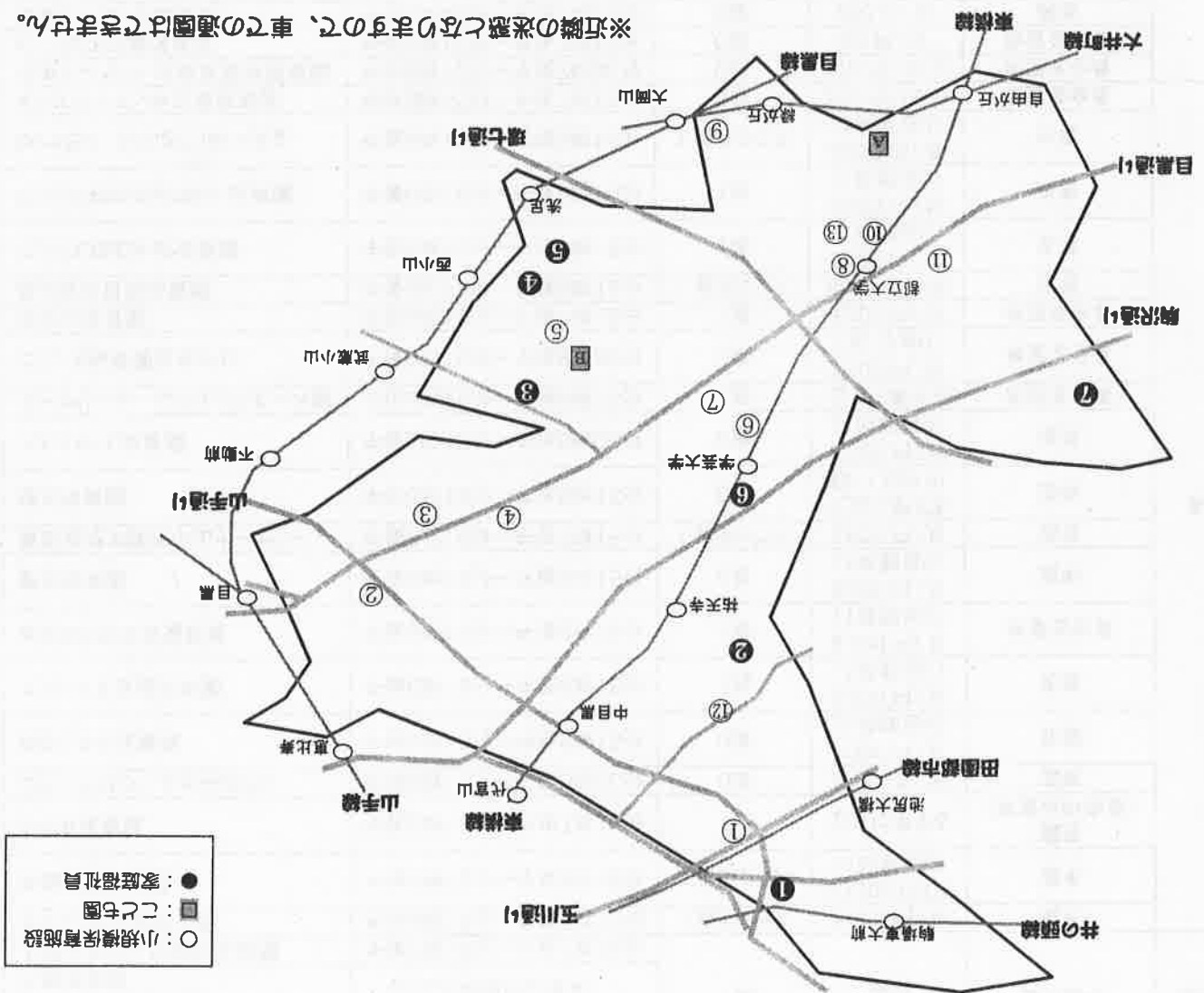
【注意】※1 コビースマイルキッズかみめぐろへの問い合わせは、コビースマイルかみめぐろで受け付けます。

(3) 家庭福祉員(保育ママ)

(平成29年4月1日予定)

氏名	定員	所在地	勤務交通機関	地図番号
柏井	3	駒場1丁目	渋谷駅から東急バス『松見坂下』下車徒歩約2分	①
川端	3	上目黒4丁目	東横線『祐天寺駅』下車徒歩7分・東急バス『三宿病院前』徒歩5分	②
横山	5	目黒本町4丁目	学芸大学駅から東急バス『月光原』下車徒歩約1分	③
東條	3	原町1丁目	目黒線『西小山駅』下車徒歩約3分	④
目黒	3	原町2丁目	目黒線『洗足駅』下車徒歩約10分	⑤
丹菊	3	鷹番3丁目	東横線『学芸大学駅』下車徒歩約3分	⑥
山本	3	東が丘1丁目	用賀・恵比寿間東急バス『東根小学校』下車徒歩約4分	⑦

認定こども園・小規模保育施設・家庭福祉員マップ



延長保育の実施状況

(平成28年10月1日現在)

施設名称	延長保育時間	開始年齢	延長保育料	区で選考	申込先
中目黒駅前保育園 目黒保育園 第二ひもや保育園 八雲保育園 上記以外の公立認可保育園	午後6時15分～午後8時15分 ※午後7時15分以降は日を車位とした利用となります。	1歳	16ページ～参照	区で選考	保育課
双葉の園保育園	午後6時15分～午後8時15分	1歳児クラス	5,000円/月	選考	
のぞみ保育園	午後6時15分～午後7時15分	1歳	公立に準ずる	選考 (年度途中先着)	
こぞのこみち保育園	午後6時15分～午後9時00分	0歳	所得に依る	選考	
桜のこみち保育園	午後6時15分～午後8時15分	0歳	4,000円/月 (1時間当り)	先着	
アソエ下目黒保育園	午後6時15分～午後8時15分	1歳	5,000円/月 (1時間当り)	先着	
まなびの森保育園目黒	午後6時15分～午後8時15分	1歳	6,000円/月 (1時間当り)	希望者全員	
夢花保育園	午後6時15分～午後8時15分	0歳	6,000円/月 (1時間当り)	選考	
蓮美幼児学園西山ナーサリー	午後6時15分～午後7時15分	1歳児クラス	3,000円/月 (1時間当り)	選考	
緑丘保育園	午後6時15分～午後8時15分	0歳	公立に準ずる 額+1,500円	選考	
アスクやくも保育園	午後6時15分～午後9時00分	0歳	2,500円/月 (1時間当り)	選考	
ナーサリールームピアアハ雲	午後6時15分～午後8時15分	0歳	公立に準ずる	希望者全員	
にじいろ保育園自由が丘	午後6時15分～午後8時30分	0歳	1,500円/月 (30分当り)	希望者全員	
東が丘保育園	午後6時15分～午後7時15分	1歳	5,000円/月	希望者全員	
秦の美中目黒保育園	午後6時15分～午後8時15分	1歳児クラス	600円/時間	先着	
アソエ柿の木坂保育園	午後6時15分～午後8時15分	1歳	5,000円/月 (1時間当り)	先着	
アソエ柿の木坂保育園	午後6時15分～午後8時15分	1歳	5,000円/月 (1時間当り)	先着	
とつたたいさくほいへん	午後6時15分～午後8時15分	1歳児クラス	4,000円/月 (1時間当り)	先着	
キッズガーデン中目黒保育園	午後6時15分～午後7時15分	0歳	300円/15分	希望者全員	
学栄ナーサリー目黒葉台保育園	午後6時15分～午後7時30分	0歳	540円/30分	希望者全員	
ピコエ目黒保育園	午後6時15分～午後7時15分	0歳	20円/分	希望者全員	
保育ルーム 目黒本町	午後6時15分～午後7時15分	0歳	200円/日	選考	
こどもヶ丘保育園学芸大学園	-	-	-	-	
BabyOne	午後6時30分～午後7時30分	1歳	200円/10分	希望者全員	
ウイスタック保育園大岡山	午後6時15分～午後7時00分	0歳	250円/15分	選考	
キンダーナーサリー都立大学園	午後6時15分～午後7時15分	0歳	250円/15分	選考	
ピコエ中町保育園	午後6時15分～午後7時15分	0歳	20円/分	希望者全員	
不動さつき保育園	午後6時30分～午後7時30分	0歳	4,000円/月	選考	
マザーグース都立大学園	午後6時15分～午後8時00分	0歳	350円/15分	選考	
学栄ナーサリー八雲保育園	午後6時15分～午後7時30分	0歳	540円/30分	希望者全員	
コピースマイルキッズかみめぐろ	午後4時00分～午後6時00分	0歳	300円/時間	選考	
アソエナーサリーアミー	午後4時00分～午後6時00分	0歳	300円/30分	希望者全員	

【注意】

- ※ 公立保育園の場合は延長保育を利用できません。
- ※ 東山、南、ひもや、八雲の公立認可保育園4園では、日を単位とした延長保育の利用を受けています。(但し、月極延長保育の利用不承諾者で申込みが有効な場合のみ) 詳細は保育課保育施設利用係または各園にお問い合わせください。なお、私立認可保育園、小規模保育施設でも日を単位とした利用を受けている場合があります。各園にご確認ください。
- ※ 平成29年4月からの新設園、および(仮称)中目黒とろろこ保育園の延長保育実施内容の詳細は未定です。
- ※ 園により、特定の年齢について別途保育時間や定員を設けている場合があります。詳細は各園にお問い合わせください。

各施設に直接お申込みいただく保育施設

各施設に直接お申込みいただく保育施設

1 定期利用保育事業

認可保育園に入れなかったお子さまを、認可外保育施設の専用スペースにおいて、保育事業者が保育します。実施場所により、条件が異なりますのでご注意ください。

(1) 施設

エル子保育園	エル子保育園	上目黒3-39-20	認可外保育施設・専用施設	株式会社コビー・アソシアティブ	3465-4680	問合せ先	月～金曜日	午前7時30分～午後7時	料金(月額) (給食代含) ①20,000円 午後2時～午後6時 ②22,000円 午前8時～午後0時 ③44,000円 午前9時～午後5時 ④60,500円 午前7時30分～午後6時30分	延長保育 400円/30分 保育時間の前後に可能	定員 0歳児…3人、1・2歳児…12人	利用期間 生後57日から2歳まで(満3歳の誕生日を迎えた次の3月31日まで)	その他 アレルギー食への対応は行っておりません。直接ご相談ください。
--------	--------	------------	--------------	-----------------	-----------	------	-------	--------------	--	-----------------------------	------------------------	---	---------------------------------------

※1 祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

(2) 対象児童

- ①区内在住で、集団保育が可能な児童であること(転入予定者は転入後の申込み可)。
 - ②保育施設への入所が内定せず、引き続き利用申込みをしている児童であること。
 - ③利用開始日現在就労しており、就労が理由で6か月以上継続して児童を保育することができないこと。
- (3) 申込み方法
- ①利用調整(選考)の結果通知をご持参のうえ、直接施設にお申込みください。
- ④4月は抽選、年度途中は先着順により利用者を決定します。
- ⑤詳細は、施設または保育計画課(電話:5722-9866)までお問い合わせください。

2 東京都認証保育所

(1) 施設

(平成28年10月1日現在)

認証保育所名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員										一時 保育
東大駒場地区保育所	駒場 3-8-1	3465-3680	産休明け～	0	1	2	3	4	5	計	—	—	—	
エデュアアセンタール・めぐろ	東山 3-10-7	3712-8550	57 日目～	6	7	10	8	14	10	55	◎	◎	◎	
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒 2-44-23	3794-0673	〃	5	8	8	7	12	40	◎	◎	◎	◎	
アンジェリカ保育園下目黒園	下目黒 2-2-2(1F)	5759-8237	〃	7	10	12	1	—	30	◎	◎	◎	◎	
ニコニコ保育園	中町 1-39-7(1・2F)	3710-3642	43 日目～	10	12	10	—	—	32	—	—	—	—	
蓮美幼児学園祐天寺ナーサリ	五本木 1-31-15	5725-1152	57 日目～	9	18	18	—	—	45	◎	◎	◎	◎	
ぐれよん保育園	五本木 2-15-9(1F)	3710-3782	〃	7	8	15			30	—	—	—	—	
共同保育所こちやんの家	目黒本町 3-12-15	3713-1642	43 日目～	10	10	9	—	—	29	—	—	—	—	
アンジェリカ保育園目黒本町園	目黒本町 3-16-2(1F)	5773-1856	57 日目～	6	12	12	—	—	30	—	—	—	—	
西山すみれ保育園	原町 1-3-16(1F)	3760-6010	〃	7	9	5	1	—	22	◎	◎	◎	◎	
モンテッソーリ学芸大学こどもの家	鷹番 2-2-10-101	3793-7602	5 か月～	8	11	14	—	—	33	—	—	—	—	
ただけこ保育園	自由が丘 1-3-17	3717-2936	57 日目～	8	6	10	5	9	38	—	—	—	—	
ゆりりん自由が丘保育園	自由が丘 1-25-20(2F)	5731-1488	〃	15	16	16	14	22	83	◎	◎	◎	◎	
マザハウス	中根 2-11-4(1F)	5731-9985	47 日目～	9	12	11	—	—	32	—	—	—	—	
アンジェ柿の木坂マツソ保育園	柿の木坂 1-31-15(1F)	5729-3902	〃	8	8	8	8	—	32	—	—	—	—	

◎印は区一時保育実施園です。

【注意】

- ※ 認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。
- ※ 保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所については各施設へお問い合わせください。
- ※ 月額保育料は、月20時間以下の利用の場合、3歳未満児80,000円、3歳以上児77,000円を上限に各認証保育所で設定しています。

◆部内の認可外保育施設に関する情報

東京都福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

1. 姓名	張三	2. 年齡	35
3. 性別	男	4. 職業	工程師
5. 學歷	大學	6. 籍貫	廣東
7. 現任職務	副經理	8. 入職時間	1995年
9. 主要成績	在過去一年中，成功開發了三個新產品，並帶領團隊完成了多個重要項目。		
10. 優點	工作認真負責，具有較強的團隊精神和領導能力。		
11. 缺點	有時過於追求完美，導致工作進度稍有延誤。		
12. 未來發展建議	建議加強與客戶的溝通，提高市場反應速度。		

一、工作表現

1. 工作態度	積極主動
2. 工作質量	精益求精
3. 工作效率	高
4. 團隊合作	良好
5. 創新能力	強

二、工作成果

1. 項目名稱	新產品研發	2. 項目負責人	張三
3. 項目進度	完成	4. 項目成果	成功開發出三款新產品
5. 項目預算	100萬元	6. 項目實際支出	95萬元
7. 項目收益	200萬元	8. 項目風險	低
9. 項目評價	優秀	10. 項目建議	加強與客戶的溝通
11. 項目總結	該項目在過去一年中，成功開發了三個新產品，並帶領團隊完成了多個重要項目。		
12. 項目反思	有時過於追求完美，導致工作進度稍有延誤。		

三、工作建議

MEMO

<平成29年度クワン年齢早見表>

クワン年齢	生年月日	西暦
5歳児	平成23年4月2日～平成24年4月1日	2011～2012年
4歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日	2012～2013年
3歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日	2013～2014年
2歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日	2014～2015年
1歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015～2016年
0歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016～2017年
	平成29年4月2日～	2017年～

【注意】※ 保育施設のクワンは、4月1日の満年齢で決まります。
※ 年度途中に誕生日を迎えてもクワンは変わりません。

<平成29年4月1日入所の0歳児受入開始月齢表>

生年月日	
57日児	平成29年 2月 3日
90日児	平成29年 1月 1日
4か月児	平成28年12月 1日
6か月児	平成28年10月 1日

<問い合わせ先一覧>

		担当	電話(直通)
保育施設利用の申込み全般	認可外保育施設等の保育料助成	保育課 保育施設利用係 (本館2階)	5722-9868
区立幼稚園・認定こども園	学校運営課 学事係 (本館5階)	5722-9304	
私立幼稚園	子育て支援課 子育て支援係 (本館2階)	5722-9892	
病後児保育	保育課 保育係 (本館2階)	5722-9865	
子どものための諸手当	子育て支援課 子育て・医療係 (本館2階)	5722-9864	
子どもの医療費助成	目黒区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター	3714-9047	
育児支援サービス (目黒区シルバー人材センター)	目黒区シルバー人材センター 目黒本町分室	5721-2593	
ほ・ねっと ひろば	子ども家庭支援センター 子ども相談係 (本館2階)	3715-2641	